☆介護職員として新しく働かれる方を

支援します！☆

**岩国市介護職就職支援**

**給付金支給事業**のご案内

　岩国市では、初めて介護職員として就職し１年以上継続して勤務された方、又は過去に介護職員として勤務し離職後１年以上経過して介護職員として復職した方に対し、給付金を支給します。

|  |  |
| --- | --- |
| ◆支給対象者◆　以下のすべてを満たす方が対象です。 | |
|  | これまで介護職員（※１）として勤務した経験がなく、初めて介護職員として就職していること。又は、過去に介護職員として勤務し、離職後１年以上経過して介護職員として復職していること。 |
|  | 市内の介護保険サービス事業所等（※２）に直接雇用されていること。 |
|  | 令和５年４月１日以降に就職し、市内の介護保険サービス事業所等に継続して勤務しており、その勤務期間が給付金の申請時において１年以上３年以内であること |
|  | 公務員（※３）でないこと。 |
|  | 給付金申請時において、岩国市介護支援専門員就労促進給付金又は岩国市介護福祉士就職支援給付金の対象者でないこと。 |
|  | 週20時間以上又は月80時間以上勤務していること。 |
|  | 給付金の申請後１年以上継続して勤務する意思があること。 |
|  | 市税等の滞納がないこと。 |
|  | 岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |
|  | ※１　介護職員・・・主に身体介護、生活援助（掃除、洗濯等）、レクリエーション、相談業務に従事する職員（「主に」とは、概ね業務の2／3以上）  ※２　介護保険サービス事業所等・・・介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援を行う事業所若しくは施設、又は、岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第10条第２項の規定により指定を受けた事業所  ※３　公務員・・・国家公務員法第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法第３条第１項に規定する地方公務員 |
| ◆給付金の額◆ | |
| １人につき、５万円  　（１回限り） | |
| ◆手続きの流れ◆ | |
| **１　申請**  岩国市介護職就職支援給付金支給申請書に、誓約書及び勤務証明書等の必要書類を添付して、岩国市役所高齢者支援課（１階16番）の窓口に提出して申請。※運転免許証等の本人確認書類を持参、郵送の場合はコピーを同封してください。  **２　支給決定**  市は申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により申請者に通知。その後、申請者は通知と一緒に送付される請求書及び支払口座の登録用紙を記入し、市へ提出。  **３　給付金・助成金給付**  　　申請者から請求書及び口座登録用紙を受付後、速やかに給付金を支払い。 | |
| ◆その他◆ | |
| 条件等の詳細や、申請書類は岩国市ホームページに掲載しています。（https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/117/94521.html） | |

提出・問い合わせ先 : 岩国市　福祉部　高齢者支援課　政策班

〒740-8585

　　　　　　　　　　岩国市今津町一丁目14番51号

　　　　　　　　　 TEL　0827-29-2511

Mail　kourei@city.iwakuni.lg.jp